

朝倉中学校受変電設備改修工事

図面目次

No.	図面名称	縮尺
E-01	特記仕様書（1）	NO SCALE
E-02	特記仕様書（2）	NO SCALE
E-03	工事概要・付近見取り図・配置図	1/600
E-04	改修前・改修後 高圧引込設備図	1/100
E-05	改修前・改修後 受変電設備単線結線図	NO SCALE

朝倉中学校受変電設備改修工事 特記仕様書								項目	特記事項			項目	特記事項		
1. 工事概要 1. 工事場所 2. 建物概要	高知市朝倉丁604番地の1								配置人員の資格 ・ 1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級又は2級）を配置する工事。 ※ 交通誘導に際し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。				特別な材料の工法 24 技能士の適用 25 完成時の提出物		
建物名称 朝倉中学校	構造 延べ面積 一式	階数 主要用途 一式	建築基準法に基づく 別表第一	消防法施行令 別表第一	都市計画法に基づく 用途地域 一式	備考		資 格 1. 2級交通誘導警備 検定合格者 (交通誘導警備員A)	資 格 要 件 交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認めたもの 警備業法における指定講習を受講したもの	配 置 人 數 人	公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。				
3. 工事種目 屋外 受変電設備 撤去工事 発生材処理	一式 一式 一式							資 格 1. 2級交通誘導警備 検定合格者 (交通誘導警備員B)	資 格 要 件 交通誘導に際し、専門的な知識及び技能を有する警備員等 (交通誘導警備員B)	配 置 人 數 人	本工事に該当する工事種目に応じて、下記项目的技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。	a) 配管施工(配管工事) b) 熱絶縁施工(保温工事) c) 建築板金施工(ダクト製作及び取付) d) 冷凍空気調和機器施工	(1.5.2) [1.6.2]		
4. 関連工事等	建築工事・電気設備工事・衛生設備工事・空調設備工事・植栽工事・外構工事・解体工事								なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。 また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。			公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。	(1.7.1) [1.11.1]		
5. 概成工期	完成期限の（　）日前 (令和年月日)								機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。			1部	※ 要	・ 不要	
6. 部分使用(工事請負契約第34条第1項)									a) 黒表紙全文型製本(A4版) (完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。)			1部	※ 要	・ 不要	
II 設備工事仕様	1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の（　）内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又是当該表を示す。 4) 特記事項に記載の〔　〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又是当該表を示す。 5) 特記事項に記載の＜　＞内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又是当該表を示す。 2. 適用基準等 面図及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官房常総部監修の以下による。 ※ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和4年版 ※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版 給水外線工事については、高知市下水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。								b) 完成図2つ折り製本(A3版) 1部			1部	・ 要	○ 不要	
16 統括安全衛生管理義務者の指名	17 発生材の処理								c) CADデータ(図面1枚につき1ファイル) 1部			1部	※ 要	・ 不要	
	d) PDFデータ(全図面を1ファイル) 1部								e) 建築物等の利用に関する説明書(説明書(A4版),電子データ) 1部			1部	・ 要	○ 不要	
	f) 工具類(・錫鉄蓋フック・制水弁ハンドル・掃除口ハンドル)														
項目	特記事項														
一般共通事項															
① 官公署その他への手続き	工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続きを遅滞なく行う。 手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。(1.1.3) [1.1.3] ・給水装置新設分担金														
2 工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)	登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリニス・テクリス登録等に関する規約」による。(1.1.4) [1.1.4]														
③ 書類の書式等	工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。(1.1.5) [1.1.5]														
4 総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。(1.2.1) [1.2.1]														
5 総合図	工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。(1.2.3) [1.2.3]														
⑥ 施工図等の取扱い	施工図等の内、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に係る使用権は、発注者に譲渡するものとする。(1.2.3) [1.2.3]														
⑦ 工事日誌	週ごとに工事の全般的な経過及び次回の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。(1.2.4) [1.2.4] また、半月ごとに出来高を当初計画と共に記入し、月末には実施工表を添付する。 電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。														
⑧ 工事写真	工事写真是L版とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) 撮影方法は、国土交通大臣官房常総部監修「建設工事写真撮影要領(令和5年版)・同解説工事写真の撮り方・建築編」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。 なお、実施については、国営建設第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について」による。														
⑨ 下請負者の報告	各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。														
⑩ 電気保安技術者	適用する(1.3.2) [1.3.2]														
⑪ 施工条件	施工日及び施工時間 ※ (1.3.3), [1.3.3] (1) (7) による。 工事用車両の駐車場所及び機材の置場所 ※ 仮囲内 ○ 図示														
⑫ 工事の保険	○ 本工事は施設を使用しながらの工事となるため、工事日程については施設管理者と協議し、施設運営に支障のないように行うこと。 ○ 駆除作業はE-03に示す。 ○ 施機材の搬出入には、専任の説明員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず説明するものをつけ、公道まで徐行する。 工事請負契約後、速やかに工事目的的、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着工のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。 ※ 金銭的保証方式														
⑬ 前払金支出し割合区分補正	・ 有 ○ 無														
15 交通誘導警備員	交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他警備員の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できることと監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。														
項目	特記事項								26 建築物等の利用に関する説明書 27 取扱い説明 28 不当要求等への対応						
16 統括安全衛生管理義務者の指名	17 発生材の処理								29 不正軽油の使用の禁止 30 消防計画 31 工事用水・電力						
									32 仮囲い 33 砂利地業 34 保護砂 35 埋戻し 36 建設発生土の処理 37 電気主任技術者への報告 38 工事特性等						
項目	特記事項								39 構内既存の施設(水栓) 40 構内既存の施設(電力) 41 構内既存の施設(瓦斯) 42 構内既存の施設(雨水) 43 構内既存の施設(雨水) 44 構内既存の施設(雨水) 45 構内既存の施設(雨水) 46 構内既存の施設(雨水) 47 構内既存の施設(雨水) 48 構内既存の施設(雨水) 49 構内既存の施設(雨水) 50 構内既存の施設(雨水) 51 構内既存の施設(雨水) 52 構内既存の施設(雨水) 53 構内既存の施設(雨水) 54 構内既存の施設(雨水) 55 構内既存の施設(雨水) 56 構内既存の施設(雨水) 57 構内既存の施設(雨水) 58 構内既存の施設(雨水) 59 構内既存の施設(雨水) 60 構内既存の施設(雨水) 61 構内既存の施設(雨水) 62 構内既存の施設(雨水) 63 構内既存の施設(雨水) 64 構内既存の施設(雨水) 65 構内既存の施設(雨水) 66 構内既存の施設(雨水) 67 構内既存の施設(雨水) 68 構内既存の施設(雨水) 69 構内既存の施設(雨水) 70 構内既存の施設(雨水) 71 構内既存の施設(雨水) 72 構内既存の施設(雨水) 73 構内既存の施設(雨水) 74 構内既存の施設(雨水) 75 構内既存の施設(雨水) 76 構内既存の施設(雨水) 77 構内既存の施設(雨水) 78 構内既存の施設(雨水) 79 構内既存の施設(雨水) 80 構内既存の施設(雨水) 81 構内既存の施設(雨水) 82 構内既存の施設(雨水) 83 構内既存の施設(雨水) 84 構内既存の施設(雨水) 85 構内既存の施設(雨水) 86 構内既存の施設(雨水) 87 構内既存の施設(雨水) 88 構内既存の施設						

項目	特記事項	項目	特記事項	機器取付高
電気設備特記仕様		20	非常用照明の照度測定	各部屋2箇所以上を測定し、避難動線を考慮した位置とする。
① 機材	メーカーリストによる。	21	一般照明の照度測定等	照明全数において、センサの動作及び機能の確認を含む照度測定を行い、測定結果を監督職員に提出する。 ※照度測定 (100%点灯時 (※夜間・星間)) ・ 星光率 (調光制御点灯時 (※夜間 ※星間)) ※照度測定基準：JIS C 7612に準じて行うこと。
② 他工事との取り合い	はり貫通部のスリーブ ※本工事・別途工事 補強・本工事 ※別途工事	22	受変電設備	・ 電力ヒューズ（現用の定格値）を予備用に同数量納入し、電気室等に保管する。 ※SOG制御装置の外箱は原則としてステンレス製とする。 ※変圧器に防振ゴムを取り付ける場合は、地震による変位を抑制するための機能を要する。
	自動閉鎖装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアチェック、フロアーハンジ ・ 本工事 ※別途工事	23	テレビ共同受信設備	分歧器、分配器、直列ユニットはCS・BS・UHF共用形（デジタル放送対応品）とする。 電界強度の測定 ・ 要 不要 (a) 受信レベル (b) ピット誤り率 (BER) (c) 変調誤差比 (MER) (d) 受信画質 ※測定内容に関しては、監督職員と協議すること。
	天井埋込型器具の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・ 本工事 ※別途工事（墨出しが本工事） ただし、ダウンライト等、切込み寸法が小さい場合は除く	24	構内埋設線路	埋設深さ ・ 一般敷地 600mm以上 ・ 駐車場道 600mm以上 ・ 公道 800mm以上 地中管路には、管下50mm、管上100mm程度保護砂を入れる。
	天井点検口の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・ 本工事 ※別途工事（墨出しが本工事）	25	ハンドホール	水抜き穴は現場の水位を確認の上、要否を検討すること。
	軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地材の切込み及び補強 ※本工事・別途工事	26	耐震施工	設備機器の固定等は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）」及び建設大臣官房官庁營繕部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（平成8年版）」による。局部震度法による設計用標準震度は、構造体の耐震安全性の分類、設備機器の重要度及び設置階により、選定する。なお、施工に先立ち、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 備考 100kg以上の機器に適用するが、それ以下の機器については監督職員と協議すること。 地域係数は1.0とし、設計用鉛直地震力は設計水平地震力の1/2とする。
	埋込型分電盤、端子盤等の板枠 ※本工事・別途工事 補強・本工事 ※別途工事			施設の分類 ・ 特定の施設 ・ 一般的施設 重要機器 ・ 受変電設備 ・ 自家発設備 ・ 蓄電池設備 ・ 無停電電源装置 ・ 幹線用分電盤 ・ その他 ()
③ 電線類	EMケーブルとする。EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 耐火ケーブル（FP）及び耐熱ケーブル（HP）はシースに耐燃性ポリエチレンを用いたものとする。			機材名 メーカー名 電線管類・同付属品 JISによる 電線類等 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）による 耐火・耐熱ケーブル 登録認定機関の認定を受けている旨の表示をしたもの 配線器具類 JISによる 非常用照明器具 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）による 誘導灯器具 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 照明器具 岩崎電気 東芝ライテック パナソニック 三菱電機照明 コイド電工 高圧交流遮断器 東芝 日立製作所 富士電機 三菱電機 明電舎 東光高岳 愛知電機工作所（※電圧7.2KVにおいて遮断電流12.5KA以下のもの） 配線用遮断器 JISC8201-2-1による 漏電遮断器 JISC8201-2-2による 高圧限流ヒューズ エナジーサポート 東芝 富士電機 三菱電機 日立製作所 高圧負荷開閉器 上記5社のほか 大垣電機 戸上電機製作所 電磁開閉器類 JISC8201, JEM1038による 高圧遮相コンデンサ 指月電機製作所 東芝 日立電機 ニチコン パナソニック 三菱電機 利昌工業（※モールドコンデンサに限る） 低圧遮相コンデンサ JISによる 高圧用変圧器 愛知電機 ダイヘン 東光高岳 東芝 日立電機 日立製作所 富士電機 パナソニック 三菱電機 明電舎 利昌工業（※モールド変圧器に限る） 自家発電装置 日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの 蓄電池設備 防災電源用は登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 整流装置 レゾナック 古河電池 パナソニック GSユアサ 明電舎 サンケン電気 認定品目等で指定されているものは除く 交流無停電電源装置 京三製作所 サンケン電気 レゾナック 東光高岳 東芝 日本電気精器 日立製作所 容量200kVA以下蓄電池を除く 富士電機 古河電池 パナソニック 三菱電機 明電舎 GSユアサ 一般放送装置（消防用以外） T.O.A JVCケンウッド パナソニック 電気時計 シチズンT.I.C セイコータイムクリエーション パナソニック 自動閉鎖装置 連動機構・装置等自主評定委員会の自主評定マークが貼付されたもの 非常放送装置 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 非常警報装置（非常ベル） 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 火災警報装置 登録検定機関の検定合格証票が貼付されたもの テレビ共聴機器 D.Xアンテナ 東芝ライテック パナソニック マスプロ電工 HYSエンジニアリング 避雷針 大阪避雷針工業 NIPエンジニアリング 東京避雷針工業 インター・ホン・ナースコール アイホン ケアコム パナソニック 東芝ライテック 電話交換装置 登録認定機関の適合マーク、技術基準適合自己確認マークが貼付されたもの ホーム分電盤 パナソニック 東芝ライテック 日立工業 テンパール工業 河村電器産業 内外電機 盤類 イトウテック 共栄電機工業 光電設 舞台照明装置 松村電機製作所 東芝ライテック パナソニック 丸茂電機 音響・映像装置 パナソニック T.O.A ソニー ヤマハ バイオニア JVCケンウッド 三菱電機 中央監視制御装置 azbil パナソニック 東芝 富士通 日立製作所 富士電機 明電舎 昇降機設備 白立製作所 東芝エレベーター 日本オーチス エレベーター フジテック 日本エレベータ 三菱電機 太陽光発電システム パナソニック 京セラ 東芝 三菱電機 GSユアサ シャープ 明電舎
	備考 ※1 別途監督職員と協議すること。※2 天井高が、2,500～3,000mmの場合に適用する。			
				メーラーリスト
				機材名 メーカー名 電線管類・同付属品 JISによる 電線類等 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）による 耐火・耐熱ケーブル 登録認定機関の認定を受けている旨の表示をしたもの 配線器具類 JISによる 非常用照明器具 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）による 誘導灯器具 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 照明器具 岩崎電気 東芝ライテック パナソニック 三菱電機照明 コイド電工 高圧交流遮断器 東芝 日立製作所 富士電機 三菱電機 明電舎 東光高岳 愛知電機工作所（※電圧7.2KVにおいて遮断電流12.5KA以下のもの） 配線用遮断器 JISC8201-2-1による 漏電遮断器 JISC8201-2-2による 高圧限流ヒューズ エナジーサポート 東芝 富士電機 三菱電機 日立製作所 高圧負荷開閉器 上記5社のほか 大垣電機 戸上電機製作所 電磁開閉器類 JISC8201, JEM1038による 高圧遮相コンデンサ 指月電機製作所 東芝 日立電機 ニチコン パナソニック 三菱電機 利昌工業（※モールドコンデンサに限る） 低圧遮相コンデンサ JISによる 高圧用変圧器 愛知電機 ダイヘン 東光高岳 東芝 日立電機 日立製作所 富士電機 パナソニック 三菱電機 明電舎 利昌工業（※モールド変圧器に限る） 自家発電装置 日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの 蓄電池設備 防災電源用は登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 整流装置 レゾナック 古河電池 パナソニック GSユアサ 明電舎 サンケン電気 認定品目等で指定されているものは除く 交流無停電電源装置 京三製作所 サンケン電気 レゾナック 東光高岳 東芝 日本電気精器 日立製作所 容量200kVA以下蓄電池を除く 富士電機 古河電池 パナソニック 三菱電機 明電舎 GSユアサ 一般放送装置（消防用以外） T.O.A JVCケンウッド パナソニック 電気時計 シチズンT.I.C セイコータイムクリエーション パナソニック 自動閉鎖装置 連動機構・装置等自主評定委員会の自主評定マークが貼付されたもの 非常放送装置 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 非常警報装置（非常ベル） 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 火災警報装置 登録検定機関の検定合格証票が貼付されたもの テレビ共聴機器 D.Xアンテナ 東芝ライテック パナソニック マスプロ電工 HYSエンジニアリング 避雷針 大阪避雷針工業 NIPエンジニアリング 東京避雷針工業 インター・ホン・ナースコール アイホン ケアコム パナソニック 東芝ライテック 電話交換装置 登録認定機関の適合マーク、技術基準適合自己確認マークが貼付されたもの ホーム分電盤 パナソニック 東芝ライテック 日立工業 テンパール工業 河村電器産業 内外電機 盤類 イトウテック 共栄電機工業 光電設 舞台照明装置 松村電機製作所 東芝ライテック パナソニック 丸茂電機 音響・映像装置 パナソニック T.O.A ソニー ヤマハ バイオニア JVCケンウッド 三菱電機 中央監視制御装置 azbil パナソニック 東芝 富士通 日立製作所 富士電機 明電舎 昇降機設備 白立製作所 東芝エレベーター 日本オーチス エレベーター フジテック 日本エレベータ 三菱電機 太陽光発電システム パナソニック 京セラ 東芝 三菱電機 GSユアサ シャープ 明電舎
				備考 ※1 別途監督職員と協議すること。※2 天井高が、2,500～3,000mmの場合に適用する。
				メーラーリスト
				機材名 メーカー名 電線管類・同付属品 JISによる 電線類等 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）による 耐火・耐熱ケーブル 登録認定機関の認定を受けている旨の表示をしたもの 配線器具類 JISによる 非常用照明器具 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）による 誘導灯器具 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 照明器具 岩崎電気 東芝ライテック パナソニック 三菱電機照明 コイド電工 高圧交流遮断器 東芝 日立製作所 富士電機 三菱電機 明電舎 東光高岳 愛知電機工作所（※電圧7.2KVにおいて遮断電流12.5KA以下のもの） 配線用遮断器 JISC8201-2-1による 漏電遮断器 JISC8201-2-2による 高圧限流ヒューズ エナジーサポート 東芝 富士電機 三菱電機 日立製作所 高圧負荷開閉器 上記5社のほか 大垣電機 戸上電機製作所 電磁開閉器類 JISC8201, JEM1038による 高圧遮相コンデンサ 指月電機製作所 東芝 日立電機 ニチコン パナソニック 三菱電機 利昌工業（※モールドコンデンサに限る） 低圧遮相コンデンサ JISによる 高圧用変圧器 愛知電機 ダイヘン 東光高岳 東芝 日立電機 日立製作所 富士電機 パナソニック 三菱電機 明電舎 利昌工業（※モールド変圧器に限る） 自家発電装置 日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの 蓄電池設備 防災電源用は登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 整流装置 レゾナック 古河電池 パナソニック GSユアサ 明電舎 サンケン電気 認定品目等で指定されているものは除く 交流無停電電源装置 京三製作所 サンケン電気 レゾナック 東光高岳 東芝 日本電気精器 日立製作所 容量200kVA以下蓄電池を除く 富士電機 古河電池 パナソニック 三菱電機 明電舎 GSユアサ 一般放送装置（消防用以外） T.O.A JVCケンウッド パナソニック 電気時計 シチズンT.I.C セイコータイムクリエーション パナソニック 自動閉鎖装置 連動機構・装置等自主評定委員会の自主評定マークが貼付されたもの 非常放送装置 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 非常警報装置（非常ベル） 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 火災警報装置 登録検定機関の検定合格証票が貼付されたもの テレビ共聴機器 D.Xアンテナ 東芝ライテック パナソニック マスプロ電工 HYSエンジニアリング 避雷針 大阪避雷針工業 NIPエンジニアリング 東京避雷針工業 インター・ホン・ナースコール アイホン ケアコム パナソニック 東芝ライテック 電話交換装置 登録認定機関の適合マーク、技術基準適合自己確認マークが貼付されたもの ホーム分電盤 パナソニック 東芝ライテック 日立工業 テンパール工業 河村電器産業 内外電機 盤類 イトウテック 共栄電機工業 光電設 舞台照明装置 松村電機製作所 東芝ライテック パナソニック 丸茂電機 音響・映像装置 パナソニック T.O.A ソニー ヤマハ バイオニア JVCケンウッド 三菱電機 中央監視制御装置 azbil パナソニック 東芝 富士通 日立製作所 富士電機 明電舎 昇降機設備 白立製作所 東芝エレベーター 日本オーチス エレベーター フジテック 日本エレベータ 三菱電機 太陽光発電システム パナソニック 京セラ 東芝 三菱電機 GSユアサ シャープ 明電舎
				備考 ※1 別途監督職員と協議すること。※2 天井高が、2,500～3,000mmの場合に適用する。
				メーラーリスト
				機材名 メーカー名 電線管類・同付属品 JISによる 電線類等 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）による 耐火・耐熱ケーブル 登録認定機関の認定を受けている旨の表示をしたもの 配線器具類 JISによる 非常用照明器具 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）による 誘導灯器具 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 照明器具 岩崎電気 東芝ライテック パナソニック 三菱電機照明 コイド電工 高圧交流遮断器 東芝 日立製作所 富士電機 三菱電機 明電舎 東光高岳 愛知電機工作所（※電圧7.2KVにおいて遮断電流12.5KA以下のもの） 配線用遮断器 JISC8201-2-1による 漏電遮断器 JISC8201-2-2による 高圧限流ヒューズ エナジーサポート 東芝 富士電機 三菱電機 日立製作所 高圧負荷開閉器 上記5社のほか 大垣電機 戸上電機製作所 電磁開閉器類 JISC8201, JEM1038による 高圧遮相コンデンサ 指月電機製作所 東芝 日立電機 ニチコン パナソニック 三菱電機 利昌工業（※モールドコンデンサに限る） 低圧遮相コンデンサ JISによる 高圧用変圧器 愛知電機 ダイヘン 東光高岳 東芝 日立電機 日立製作所 富士電機 パナソニック 三菱電機 明電舎 利昌工業（※モールド変圧器に限る） 自家発電装置 日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの 蓄電池設備 防災電源用は登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 整流装置 レゾナック 古河電池 パナソニック GSユアサ 明電舎 サンケン電気 認定品目等で指定されているものは除く 交流無停電電源装置 京三製作所 サンケン電気 レゾナック 東光高岳 東芝 日本電気精器 日立製作所 容量200kVA以下蓄電池を除く 富士電機 古河電池 パナソニック 三菱電機 明電舎 GSユアサ 一般放送装置（消防用以外） T.O.A JVCケンウッド パナソニック 電気時計 シチズンT.I.C セイコータイムクリエーション パナソニック 自動閉鎖装置 連動機構・装置等自主評定委員会の自主評定マークが貼付されたもの 非常放送装置 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 非常警報装置（非常ベル） 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 火災警報装置 登録検定機関の検定合格証票が貼付されたもの テレビ共聴機器 D.Xアンテナ 東芝ライテック パナソニック マスプロ電工 HYSエンジニアリング 避雷針 大阪避雷針工業 NIPエンジニアリング 東京避雷針工業 インター・ホン・ナースコール アイホン ケアコム パナソニック 東芝ライテック 電話交換装置 登録認定機関の適合マーク、技術基準適合自己確認マークが貼付されたもの ホーム分電盤 パナソニック 東芝ライテック 日立工業 テンパール工業 河村電器産業 内外電機 盤類 イトウテック 共栄電機工業 光電設 舞台照明装置 松村電機製作所 東芝ライテック パナソニック 丸茂電機 音響・映像装置 パナソニック T.O.A ソニー ヤマハ バイオニア JVCケンウッド 三菱電機 中央監視制御装置 azbil パナソニック 東芝 富士通 日立製作所 富士電機 明電舎 昇降機設備 白立製作所 東芝エレベーター 日本オーチス エレベーター フジテック 日本エレベータ 三菱電機 太陽光発電システム パナソニック 京セラ 東芝 三菱電機 GSユアサ シャープ 明電舎
				備考 ※1 別途監督職員と協議すること。※2 天井高が、2,500～3,000mmの場合に適用する。
				メーラーリスト
				機材名 メーカー名 電線管類・同付属品 JISによる 電線類等 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）による 耐火・耐熱ケーブル 登録認定機関の認定を受けている旨の表示をしたもの 配線器具類 JISによる 非常用照明器具 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版（国土交通省大臣官房官庁營繕部監修）による 誘導灯器具 登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 照明器具 岩崎電気 東芝ライテック パナソニック 三菱電機照明 コイド電工 高圧交流遮断器 東芝 日立製作所 富士電機 三菱電機 明電舎 東光高岳 愛知電機工作所（※電圧7.2KVにおいて遮断電流12.5KA以下のもの） 配線用遮断器 JISC8201-2-1による 漏電遮断器 JISC8201-2-2による 高圧限流ヒューズ エナジーサポート 東芝 富士電機 三菱電機 日立製作所 高圧負荷開閉器 上記5社のほか 大垣電機 戸上電機製作所 電磁開閉器類 JISC8201, JEM1038による 高圧遮相コンデンサ 指月電機製作所 東芝 日立電機 ニチコン パナソニック 三菱電機 利昌工業（※モールドコンデンサに限る） 低圧遮相コンデンサ JISによる 高圧用変圧器 愛知電機 ダイヘン 東光高岳 東芝 日立電機 日立製作所 富士電機 パナソニック 三菱電機 明電舎 利昌工業（※モールド変圧器に限る） 自家発電装置 日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの 蓄電池設備 防災電源用は登録認定機関の認定証票が貼付されたもの 整流装置 レゾナック 古河電池 パナソニック GSユアサ 明電舎 サンケン電気 認定品目等で指定されているものは除く 交流無停電電源装置 京三製作所 サンケン電気 レゾナック 東光高岳 東芝 日本電気精器 日立製作所 容量200kVA以下蓄電池を除く 富士電機 古

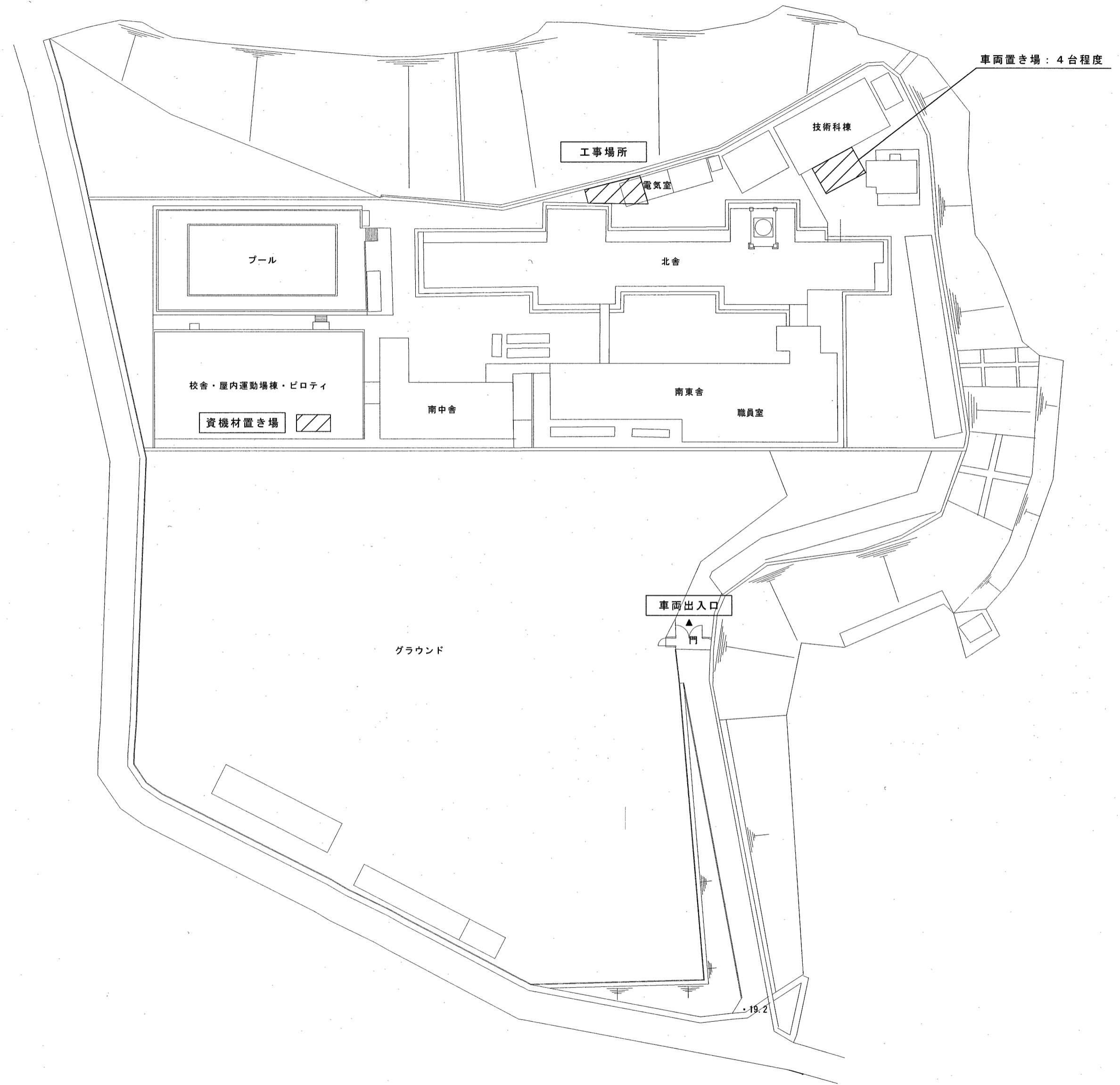
工事概要

1. 高圧引込設備の引込柱（パンザマスト）が老朽化しているため別の場所にパンザマストを新設し受電位置を更新する。
2. 老朽化している変圧器を更新する。（容量は既存のまま）
3. 撤去品は全て処分のこと。

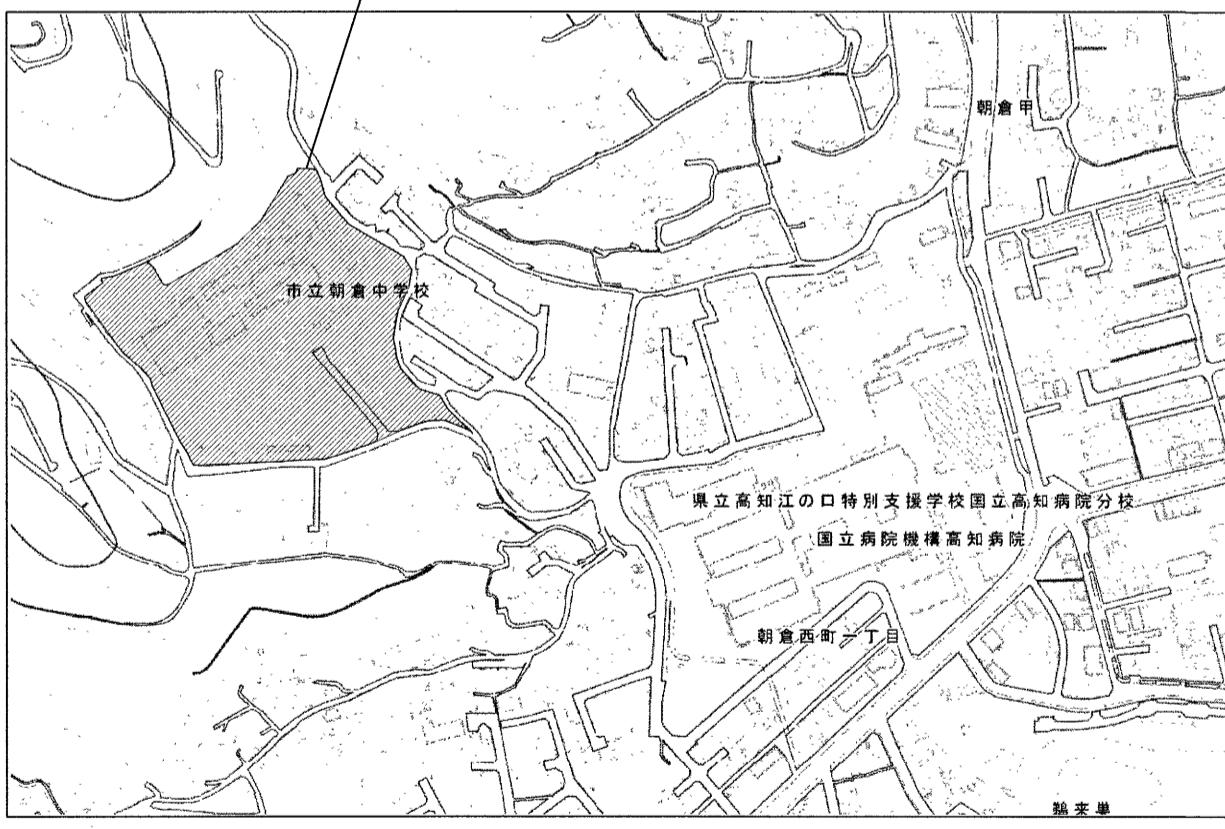
留意事項

- ・停電作業日は、原則令和6年12/27～28日・令和7年1/4～5日・1/11～13日
1/25～26日・2/1～2日・2/8～9日・2/15～16日のいずれかとする。
ただし、上記以外の日については別途協議とする。
- ・停電日が決まり次第、関係各所へ報告をすること。

※実質工期3ヶ月程度



工事場所：高知市立朝倉中学校
高知市朝倉丁604番地1



付近見取り図

配置図 S=1:600

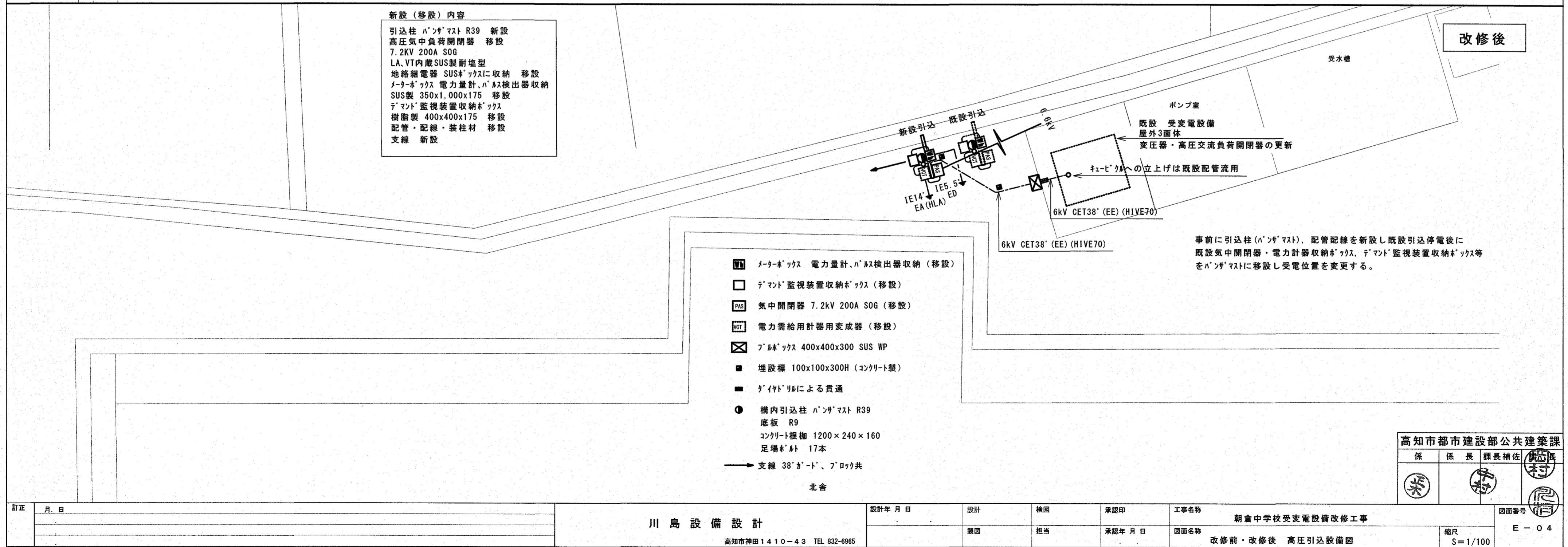
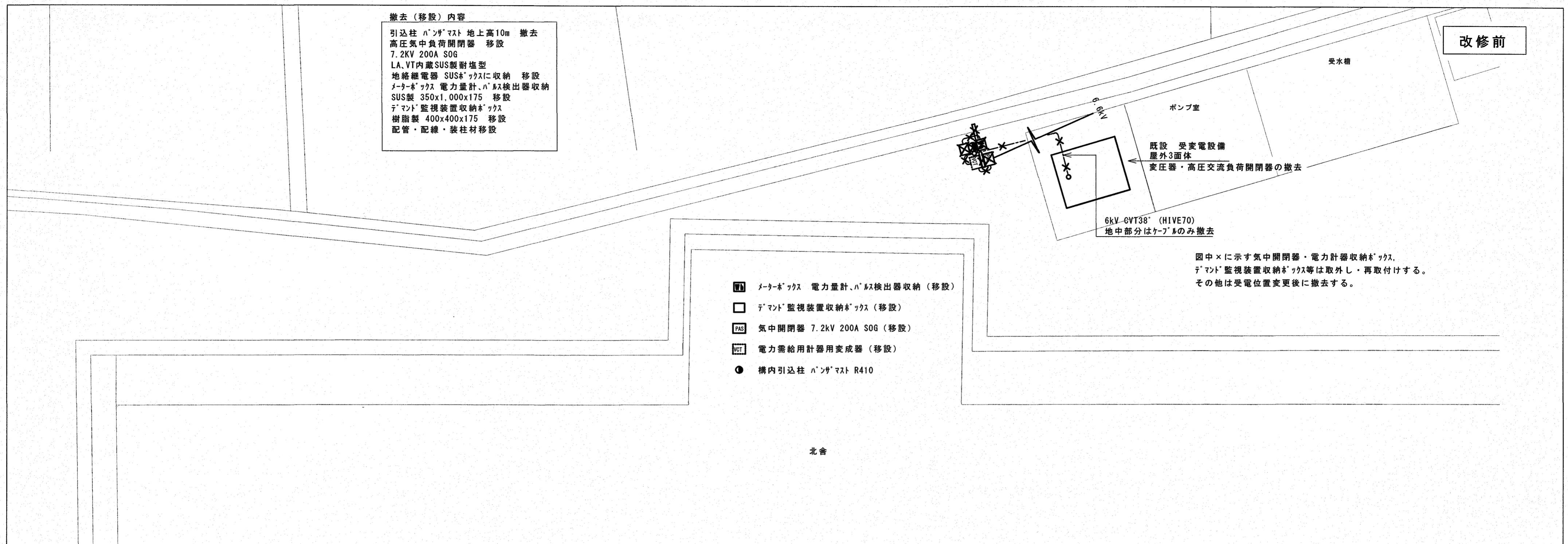
高知市都市建設部公共建築課
係長 課長補佐 講師
○村 ○村 ○村

訂正	月 日

川島設備設計

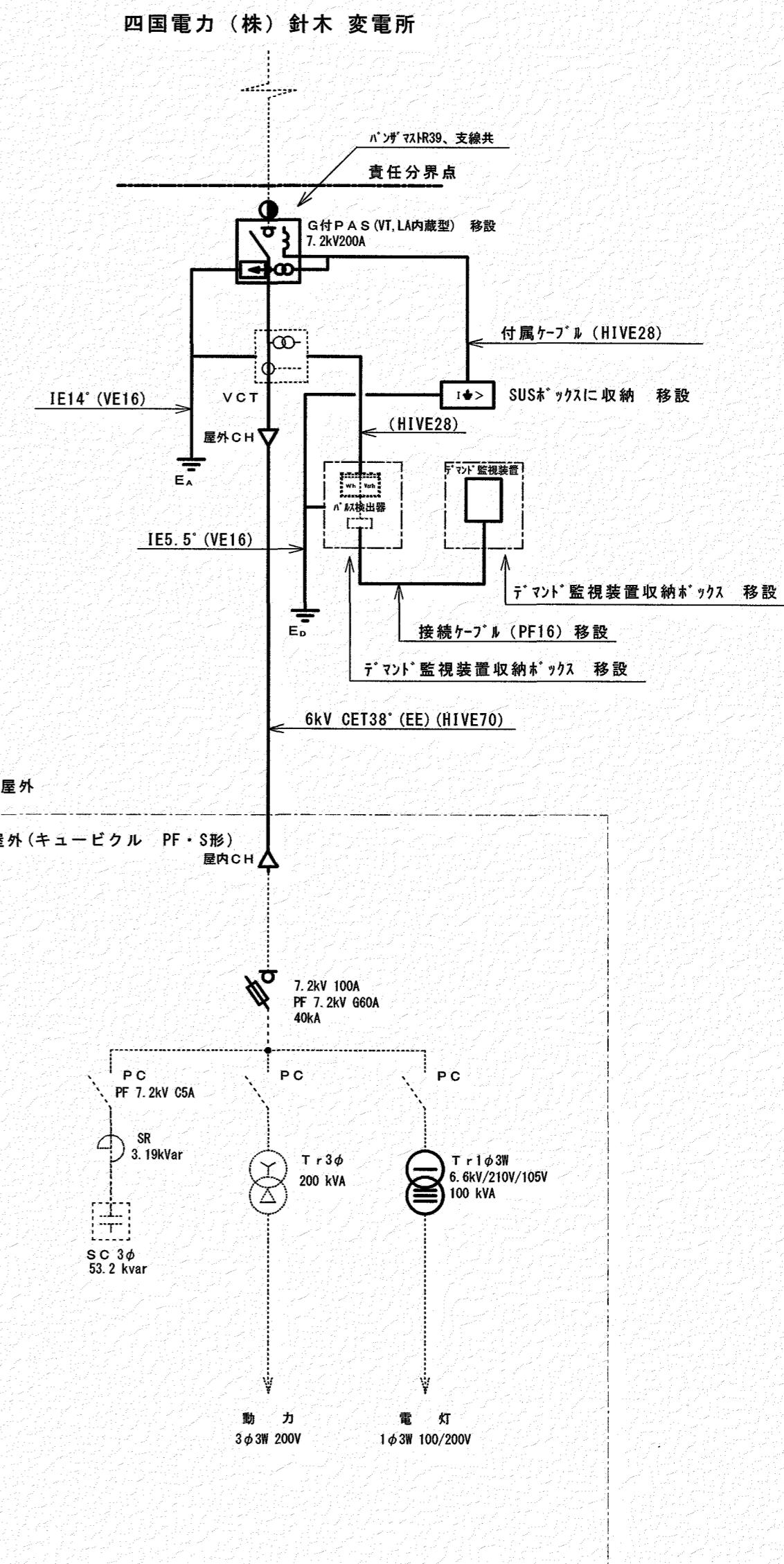
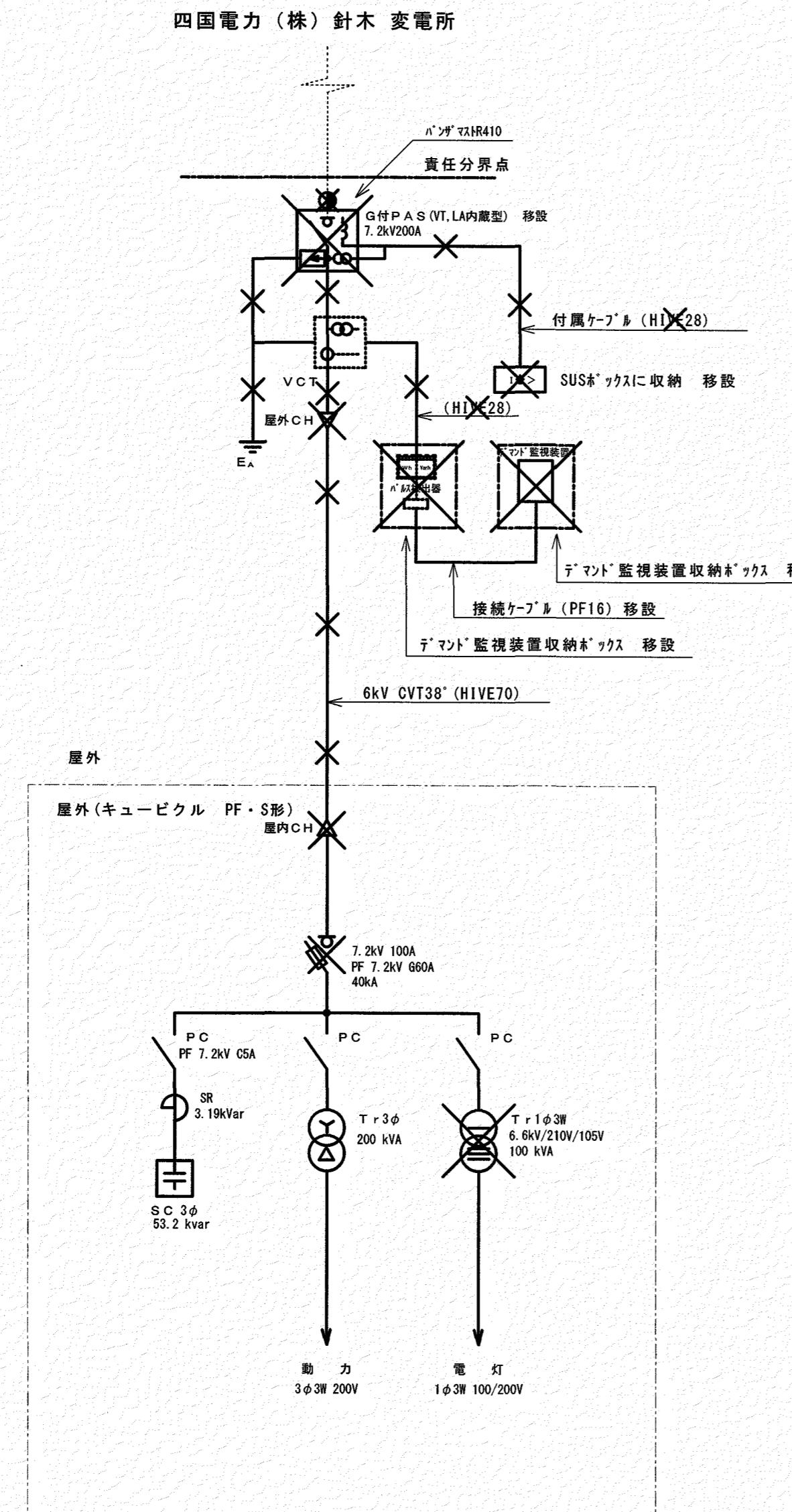
高知市神田1410-43 TEL 832-6965

設計年月日	設計	検査	承認印	工事名称	朝倉中学校受電設備改修工事	図面番号
	製図	担当	承認年月日	図面名称	工事概要・付近見取り図・配置図	E - 03 縮尺 S = 1/600



改修前

改修後



図中の-----は既設を示し
実線で示す機器・配線を改修する

高知市都市建設部公共建築課			
係長	係長	課長補佐	課長

訂正	月、日
----	-----

川島設備設計

高知市神田1410-43 TEL 832-6965

設計年月日	設計	検査	承認印	工事名称	朝倉中学校受電設備改修工事	図面番号
	製図	担当	承認年月日	図面名称	改修前・改修後 受電設備単線結線図	E - 05